（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第二十二条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第三号の事業」の下に「並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの」を加え、同項第二号中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第三項」を「同法第十一条第三項」に改め、同項第三号中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同条第三項各号に掲げるもの」を加え、同項第四号中「第二号の事業」の下に「並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第二項」を「同法第九十三条第二項」に改め、同項第五号中「第二号の事業」の下に「並びに同項第三号の事業のうち同条第二項各号に掲げるもの」を加える。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正）

第二十三条　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「同項第二号及び第三号の事業」の下に「並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの」を加え、同条第三項中「同項第三号及び第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第三項から第五項までの事業の全部を譲り受け、」を「同法第十一条第三項から第五項までの事業の全部を譲り受け」に改め、「第八十七条第一項第三号及び第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同条第三項各号に掲げるもの」を、「同項第一号及び第二号の事業」の下に「並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第二項」を「同法第九十三条第二項」に改め、「第九十七条第一項第一号及び第二号の事業」の下に「並びに同項第三号の事業のうち同条第二項各号に掲げるもの」を加え、同条第四項中「第十一条第一項第三号及び第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第三項から第五項までの事業の全部を譲り受け、」を「同法第十一条第三項から第五項までの事業の全部を譲り受け」に改め、「第八十七条第一項第一号及び第二号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同条第三項各号に掲げるもの」を、「第九十三条第一項第一号及び第二号の事業」の下に「並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第二項」を「同法第九十三条第二項」に改め、「第九十七条第一項第一号及び第二号の事業」の下に「並びに同項第三号の事業のうち同条第二項各号に掲げるもの」を加える。

第十六条第二項中「第三号の事業」の下に「並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの」を加え、同条第三項中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第三項」を「同法第十一条第三項」に改め、「第二号の事業」の下に「並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第二項」を「同法第九十三条第二項」に改める。

第十七条第五項中「第三号の事業」の下に「並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの」を、「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第二項」を「同法第九十三条第二項」に改める。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正）

第二十四条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第三号の事業」の下に「並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの」を加え、同条第三項中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第三項」を「同法第十一条第三項」に改め、同条第四項中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第二項」を「同法第九十三条第二項」に改める。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十五条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十一条第十七項中「、同項第八号中「不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）」とあるのは「不動産」と」を削り、同条第三十七項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第四十項第一号ロ(1)を「第二百三十三条第三十九項第一号ロ(1)」に改め、同条第四十二項中「、「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」を「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、「第二百条第二項の規定に基づき同項各号の財産に係る」とあるのは「会社法整備法第二百三十三条第二十七項の規定に基づき特定資産の」に改める。

第二百三十二条第十三項及び第十六項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第十九項中「、同条第一項第十八号中「不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）」とあるのは「不動産」と」を削り、同条第三十一項、第三十五項及び第三十六項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第二百三十三条第二十四項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第二十九項中「特例旧特定目的会社は、特定資産」の下に「（新資産流動化法第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「及び次項」を削り、第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第三十項を削り、同条第三十一項中「第二百条第三項及び第四項」を「第二百条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十二項中「不動産（建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。）」とあるのは「不動産」と、「第二百条第三項及び第四項」とあるのは「第二百条第二項及び第三項」とあるのは、」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項から第三十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第三十六項中「前条の規定により行う場合及び資産流動化計画」とあるのは「資産流動化計画」と、「、特定約束手形又は特定目的借入れ」とあるのは「又は特定約束手形」を「資金の借入れであって、前条の規定により行う資金の借入れ以外のもの」とあるのは「資金の借入れ」と、同条第一号中「、特定約束手形又は特定借入れ」とあるのは「又は特定約束手形」と、同条第二号中「資産対応証券の発行又は特定借入れ」とあるのは「資産対応証券の発行」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項から第四十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第四十二項中「第四十項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「第四十項第一号」を「第三十九項第一号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「第四十項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「第四十項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項から第四十九項までを一項ずつ繰り上げる。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十六条　証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二百八条中「第二百三十三条第四十項第一号ロ(5)」を「第二百三十三条第三十九項第一号ロ(5)」に改める。